

中央新幹線建設工事に伴う飯田市丸山・東野地区内
における工事用車両の通行等に関する確認書

丸 山 ま ち づ く り 委 員 会

東 野 ま ち づ く り 会 議

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
関東甲信工務局 飯田鉄道建設所

東 海 旅 客 鉄 道 株 式 会 社
中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部 名古屋建設部
中 央 新 幹 線 長 野 工 事 事 務 所

飯 田 市

中央新幹線建設工事に伴う飯田市丸山・東野地区内における 工事用車両の通行等に関する確認書

丸山まちづくり委員会（以下「甲」という。）、東野まちづくり会議（以下「乙」という。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構関東甲信工事局（以下「丙」という。）、東海旅客鉄道株式会社（以下「丁」という。）及び飯田市（以下「戊」という。）は、丁より委託され丙が実施する「中央新幹線、中央アルプストンネル（松川）外 風越山トンネル（黒田）」の建設工事（以下「工事」という。）に伴う、丸山・東野地区における工事用車両（工事を行うにあたり使用する車両をいう。以下同じ。）の通行に関係する事項に関して次のとおり確認する。

（目的）

第1条 丙の工事用車両の通行等に関する確認を行うことにより、丙の工事及び工事に伴う工事用車両の通行による影響を低減させ、地区内の交通安全の確保及び工事の円滑な施工を図ることを目的とする。

（通行ルート）

第2条 丙の工事用車両の通行ルート（以下「通行ルート」という。）は、別図1のとおりとする。

- 2 丙は、前項に定める通行ルートを変更する場合は、道路管理者と協議するとともに、事前に甲、乙、丁及び戊と調整のうえ、関係する地区住民への周知を図るものとする。
- 3 丙は、工事用車両の通行による道路交通への支障が生じた場合は、戊及び道路管理者と協議のうえ速やかに対応するものとする。

（工事用車両の通行に伴う沿道の安全対策）

第3条 丙は、交通事故の防止並びに一般車両及び歩行者等の安全確保ができるよう、必要な安全対策を施すものとする。

- 2 丙は、一般車両の通行を優先し、一般車両の通行に不便をかけないよう努めるものとする。

（通行時間）

第4条 通行ルートにおける工事用車両の通行時間は、次に掲げる期間及び車両の区分に応じ定める時間を基本とする（通勤車両は除く）。ただし、夏季（6月から9月まで）においては発生土の運搬車両の通行時間を延長することがあり、その場合は丙が事前に甲及び乙と協議し、関係する地区住民への周知を図るものとする。

(1) 準備工事期間 午前8時30分から午後5時まで

(2) トンネル掘削期間

ア 発生土の運搬車両 午前8時から午後5時30分まで

イ 資機材の運搬車両 午前7時から午後7時まで

- 2 丙は、通学時間帯においては工事用車両台数の調整を行うなど安全対策を講じ、必要に応じて小中学校及び高等学校等と連携し生徒への注意喚起を行うものとする。
- 3 工事用車両は、日曜日及びその他長期休暇期間は通行しないことを基本とする。ただしやむを得ず日曜日及びその他長期休暇期間に工事用車両が通行する場合は、丙は事前に甲及び乙に連絡し、関係する地区住民への周知を図るものとする。
- 4 工事用車両の通行に伴い、地元行事等に支障が生じることが予想される場合は、甲又は乙と丙にて事前に調整し、丙は工事用車両の通行について配慮するよう努めるものとする。

(工事用車両通行の影響の低減対策)

第5条 丙の工事用車両の通行に関する苦情等については、原則として丙が速やかに対応するものとし、このような場合において甲、乙、丁及び戊は当該苦情等に係わる情報を共有するものとする。

- 2 丙の工事用車両の通行に関する住民や関係者からの要望については、甲、乙、丙、丁及び戊で対応を検討し、その結果、対策の実施が必要と判断される場合は丙又は丁が行うものとする。
- 3 丙は、甲、乙及び戊と打合せの場を設け、工事の進捗状況等を説明するものとする。
- 4 丙は、工事の進捗状況等について回覧等により住民に周知し、戊はこれに協力するものとする。

(通行ルートの手入れ及び損傷の修繕復旧)

第6条 丙の工事用車両の通行に起因して道路上に土砂・粉じん等の汚れが発生した場合は丙の負担で路面清掃を行い、土砂・粉じん等の飛散防止に努めるものとする。

- 2 丙の工事用車両の通行が主たる原因として道路施設の損壊等が生じた場合は、丙は、道路管理者に報告のうえ丁及び戊と協議し、早期に復旧に努めるものとする。

(道路管理者との協議)

第7条 この確認書に定める事項の実施にあたり必要な道路管理者との協議は、丙又は丁が行うものとする。

(説明内容の履行)

第8条 丙及び丁は、丸山及び東野地区への説明内容を履行するものとし、説明内容に変更が生じた場合は、甲、乙及び戊に報告し、協議するものとする。

(工事施工業者等への通知)

第9条 丙は、この確認書の内容を丙の工事施工業者に通知し、遵守させるものとする。

(有効期限)

第10条 この確認書は、締結の日から工事完了の日までの期間、効力を有するものとする。

(その他)

第11条 この確認書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙、丙、丁及び戊が協力して処理するものとする。

以上、確認の証として本書を5部作成し、甲、乙、丙、丁及び戊おのおの記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年10月29日

甲 長野県飯田市今宮町4丁目5610番地2
丸山まちづくり委員会
会長 渡邊嘉蔵

乙 長野県飯田市宮の前4398番地2
東野まちづくり会議
会長 大場孝

丙 長野県飯田市鈴加町1丁目1番地3
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
関東甲信工事事務所
飯田鉄道建設所
所長 十倉昭次郎

丁 長野県飯田市元町5451番地
東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部
中央新幹線建設部 名古屋建設部
中央新幹線長野工事事務所
所長 平永稔

戊 長野県飯田市大久保町2534番地
飯田市
飯田市長 佐藤健

別図1(第2条)

